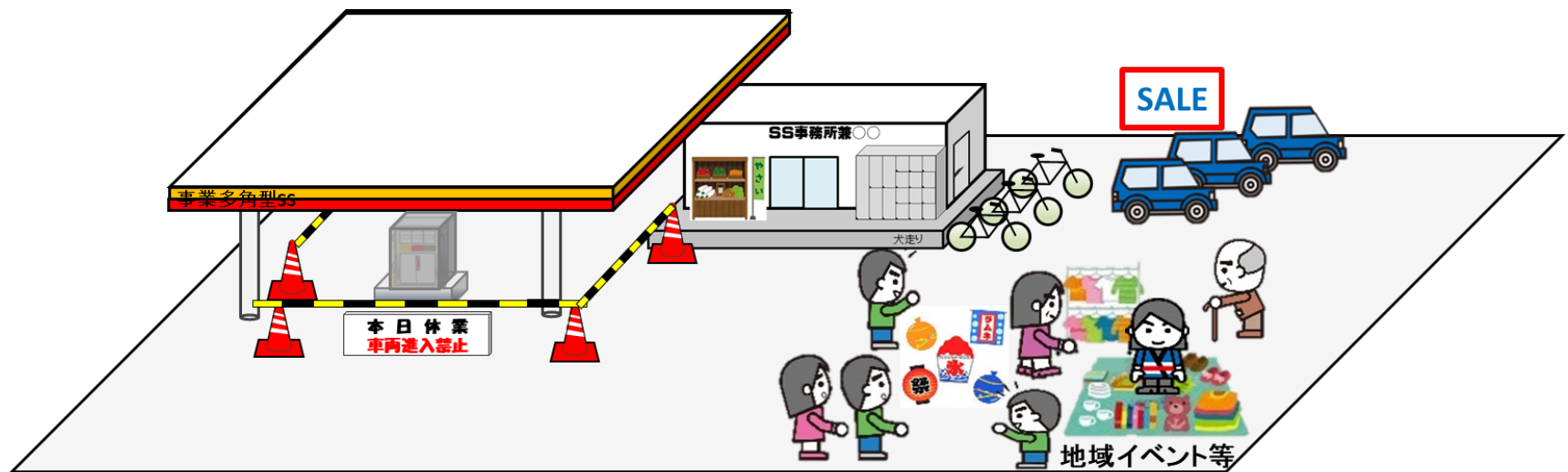


営業時間外における販売等の 業務の整理

消防庁危険物保安室

【検討目的】

給油取扱所で行われる給油の業務に付帯する業務の多様化が進んでいること等に鑑み、一定の安全対策を講じた上で、レンタルオフィス、宅配ボックス、配達物流の中継拠点、祭礼等の業務を行えるとする見解を示しているが、認められる業務や安全対策を整理し、できるだけ包括的に示す。



< 営業時間外におけるスペース活用のニーズ（イメージ） >

現行法令等の整理と検討の方向性

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

（取扱いの基準）

第二十七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所（第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）における取扱いの基準

ワ **給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずる**こと。

出入りを可能とするための安全対策

➤ 設置できない用途

- ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（六）項に示す用途は使用不可
- ・ 自動火災報知設備を設置していない場合、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（五）項イ、（二）項二、（九）項イ、（十三）項ロ、（十七）項に示す用途は使用不可
- ・ 予防規程を作成していない場合、多数の避難者が発生し、避難に支障が生じる用途は使用不可

➤ 給油の業務等に関する事項

- ・ 危険物を取り扱う部分（固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、注入口及び通気管の周囲等）に車両及び給油取扱所の従業員以外の者が進入しないこと
- ・ 屋内・屋外の給油に係る設備（固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプその他危険物を取り扱う設備、制御卓等）をみだりに操作等できないこと
- ・ 不必要な物件を放置しないこと
- ・ 屋外で裸火を使用しないこと
- ・ 防火管理や施設等の管理に係る責任関係を不明確にしないこと
- ・ あらかじめ利用者数を明確にし、その人数を超えないこと

上述にあっては営業時間外における販売等の業務を行うことが可能

昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な事例・ニーズが増えてきたことを受け、**安全措置を講じた上で、給油空地等の危険物を取り扱う部分以外の部分に出入りを認めることとする。**